

宴会部門における消費税増税と軽減税率対策

(株)ユニコーン 技術統括プロジェクトマネージャー 馬場 基晴

2019年10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられます。また引き上げと同時に軽減税率制度が導入されることとなりました。

ホテル業界としても軽減税率とは無縁でいられないため、今回の制度変更について整理していきたいと思えます。

今回の消費税率引き上げに関連して対応が必要な内容として以下の5つが挙げられます。

- ・税率引き上げにともなう経過措置
- ・消費税の軽減税率制度への対応
- ・請求明細書の区分記載方式対応
- ・総額表示制度の特例措置終了への対応
- ・インボイス制度対応

税率引き上げにともなう経過措置

消費税率引き上げの半年前(2019年3月31日)までに契約が締結された場合、2019年10月1日以降に施行される



馬場 基晴 (ばば・もとほる)
(株)ユニコーン 技術統括プロジェクトマネージャー

(株)ユニコーンに入社後、婚礼・宴会業務支援システム製品の企画・開発・導入に長年携わる。現在は、技術動向を見据えたパッケージ製品の技術統括、開発責任者として活躍。

宴会であっても旧消費税率(8%)が適用されます。

この件については2014年に消費税率が5%から8%に引き上げられたときにも同措置が適用されているため記憶にある方も多く、その時の対策を今回そのまま適用できること、この記事が掲載される頃にはほぼ終了していることなどから省略させていただきます。

消費税の軽減税率制度への対応

国税庁によると消費税の軽減税率制度が適用されるのは以下になります。

飲食料品

飲食料品とは食品表示法に規定する商品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

ホテルでこの軽減税率制度に該当するケースとしては以下のものが挙げられます。

| | |
|---------|--------------------------------|
| レストラン部門 | テイクアウト(ケーキ・菓子・パンなど) |
| 宿泊部門 | ミニバー(ソフトドリンク・おつまみ・菓子など。酒類は対象外) |
| 婚礼・宴会部門 | お土産品・引菓子など持ち帰りを前提とした食品 |

レストラン部門・宿泊部門についての詳細は当社の専門外であるため割愛させていただきます。

一般宴会におけるお土産は頻度が低いことから、運用上の例外として扱うことができるため、対応はそれほど難しくありませんが、結婚式で参列者に引菓子を配る行為は世間一般で慣習的に行われているため業務効率を考えると何らかの対策を考えたいところになります。

見積書・請求明細書の軽減税率対応(区分記載方式)

請求明細書を消費税軽減税率に対応させたい場合、以下の金額を表記することが求められます。

- ・軽減税率が適用される商品であることを明細に記載する。(商品名欄に※を付加して注意書きを入れるなどでよい)
- ・消費税額は税率ごとに合計額を記載すること。

これに対しては以下のいずれかの対応方法が考えられます。

- ・システムを改修して軽減税率に対応、請求明細書の書式を修正する。
- ・軽減税率対応商品については伝票を分けて請求する。

前者は改修費用が発生しますが、後者であれば既存の運用で解決できるため改修費用は発生しません。

いずれの方法で対応するかは自社の事情を鑑みて対応を検討することが重要になります。

当社システムを導入されているお客様の場合、いずれの方法を取る場合でもご相談に応じますので担当までご連絡をいただければ幸いです。

引出物に軽減税率が適用されないケース(婚礼パッケージ)

国税庁の資料(※脚注「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)問32を参照)によると

「パッケージ販売した商品の中に軽減税率が適用できるものが含まれるケースでは個々の商品ではなく全体で考えるため軽減税率は適用できない(個々の価格を明記した場合でも同じ)」となっております。

婚礼パッケージ商品に引出物が含まれる場合はこのケースに該当し軽減税率は適用されないため、注意が必要です。

また、互助会などの会員権で利用特典として引出物の金額から値引きするサービスが受けられるケースも明言はされていませんがこれに該当するものと考えられます。

消費税総額表示方式の特例措置終了

消費税が8%に引き上げられた2014年以降、10%に上がるまでの間の経過措置であった消費税総額表示方式の特例措置は2021年3月31日に終了します。

特例措置が施行される前の運用に戻すだけの話であり、また二年先の話であることから特に現時点では特に注意すべき点などはないと考えております。

インボイス制度

最後になりますが、2023年10月1日から「消費税の仕

入れ税額控除における適格請求書保存方式(通称インボイス制度)が施行されます。

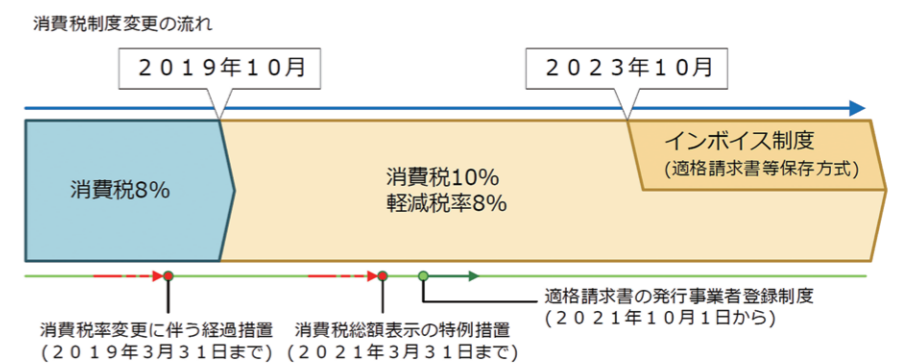
インボイス制度では上記の「区分記載方式」での内容に加えて請求明細書に以下の項目が必要になります。

- ・登録番号(事業者が税務署に申請。2021年10月1日から申請可能に)
- ・消費税の税額だけでなく課税対象金額も税率ごとに合計して記載
- ・商品の金額表記を税込金額に統一

法令上は商品の金額表記は「税抜金額もしくは税込金額で統一」となっていますが、以下で述べるように税抜金額は実質的に不可能と考えられるため除外しました。

理由としてはタクシー代などを立て替えた場合の立替金が挙げられます。立替金の支払いはホテルが支払った金額を単純に請求書に乗せするため、現在の請求明細書では非課税扱いで記載するのが一般的ですが、インボイス制度では立替金も厳密に税込とみなして、これに含まれる消費税を合算した消費税額の記載を要求されます。こういったケースを考慮すると税別で統一という選択肢は現実的に難しいというのが結論になります。

他にも、宴会廻し・宿泊廻しで請求書を1枚にまとめる場合も同様に税込みとみなして税額を合算する必要が出てきます。POSによる宴会廻し・宿泊廻しを行っている場合は双方のシステムの改修による費用が発生する場合があります。特に廻した伝票に軽減税率対象商品を含む場合にも対応しようとすると、この費用は大幅に増大すると見込んでいます。



最後に

今回の消費税率引き上げではそれに伴う税制変更が複数発生する上に、最終的にインボイス制度でのシステム改修が不可避となっています。

税率変更・軽減税率・インボイス制度といった制度変更の流れを把握することで、最小限の労力とコストでこれを取り切ることができれば、また業務システムを提供する身として当社もそれに関わっていければと考えております。